

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

(例) 正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間 (約 16 週間)

2 勤務時間・休暇等

ア 勤務時間 正規職員と同じです。(1 週間当たり 38 時間 45 分)

イ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)

ウ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。

(例) 4 ヶ月任用される場合、「7 日」付与

エ 病気休暇 正規職員と同じです。

(例) 私傷病により療養を要する場合 引き続き 90 日以内で
必要と認められる期間

オ 特別休暇 正規職員と同じです。

(例) 職員の親族が死亡した場合等

3 給与

ア 給料 正規職員に準じて支給します。
(例) 高校卒業後に実習助手 (臨時) 又は寄宿舎指導員 (臨時)
に任用される場合
教育職給料表 (一) 1 級 5 号俸 (210,600 円)

イ 各種手当 正規職員と同じです。
(例) 通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

地方公務員等共済組合法改正に伴い、2 ヶ月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金 (日本年金機構) が適用されます。

※ 条例、要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。